

オープンソースソフトウェアの利用状況調査／導入検討ガイドラインの公表について

平成 15 年 8 月 15 日

経 済 産 業 省

Linuxをはじめ、オープンソースソフトウェアが話題になる機会が増えている。しかし、実際の活用となると、商用ソフトウェアと異なり、自主的に参加したプログラマからなるコミュニティが作り手となるため品質やサポートなどに不安があるとして、二の足を踏む向きも少なくない。このため、経済産業省では、オープンソースソフトウェアに関わる不要な不安を取り除き、一つの選択肢として積極的に活用してもらうべく、平成14年11月から約半年にわたり利用状況、導入検討ガイドライン及び法的課題の整理などについて検討を行い、包括的な報告をとりまとめた。本報告はホームページから自由にダウンロード可能であり、「オープンソースソフトウェア」同様、本報告の自由な引用・展開により議論が深まり、オープンソースソフトウェアに対する理解と利用が促進されることを期待するものである。

(報告のポイント)

1. オープンソースソフトウェアを実際に活用しているソフトウェア企業やユーザ企業に対し、約30件の事例調査を行った。この結果、よく心配される課題、例えば、品質上の問題、サポートの問題などは、ほとんど発生していないことが確認された(報告書第4部関係)。
2. オープンソースソフトウェアはビジネスになるのか、という不安に応えるため、オープンソースソフトウェアを活用したITビジネスの現状を整理した。その結果、オープンソースソフトウェアそのものを販売する事業は苦戦している一方、その他のサービスと組み合わせた多様なビジネスモデルが出現しつつあることが確認された。特に、家電などへの組み込み機器型ビジネスや、オープンソースソフトウェアを活用できる人材育成ビジネスなどは、今後成長市場として期待されている(報告書第4部関係)。
3. それでもオープンソースソフトウェアの活用不安を感じる企業に向け、オープンソースソフトウェアを活用する際に最低限確認すべきポイントについて、オープンソースソフトウェアの導入検討ガイドラインという形で整理を行った(報告書第6部関係)。
4. オープンソースソフトウェアの活用の中でも特に扱いが難しいと言われる法的課題について、我が国で始めて複数の専門家による集中的な討議を行い、特許との関係、著作権法との関係、裁判管轄など、多様な論点について課題をとりまとめた(報告書第7～8部関係)。また、オープンソースソフトウェアで活用されるGPL(General Public License)という契約書を簡潔に理解するための初心者向けガイドラインを整備した(別紙1参照)。

担当： 情報経済課 吉川、坂本、 内線:3961～3

(訂正とお詫び) 平成15年8月15日に公表した報告書には誤りがございました。ここに深くお詫び申し上げます。訂正させていただきます。訂正内容は次のとおりです。

(1)P.11 第1欄 最下行 : 誤「まつもとひろゆき氏」→正「まつもとゆきひろ氏」

(2)P.55 第2欄 1.5 MPL(Mozilla public license) : 誤「改変部分のソース・コードを」→正「自己開発部分のソース・コードを」